



教保第777号の2  
平成25年1月10日

県立高等学校長様  
県立中学・中等教育学校長様  
県立特別支援学校長様

新潟県教育庁保健体育課長

### 児童生徒の運動部活動等の指導に係る非違行為の防止について（通知）

大阪市内の公立高等学校における部活動中の体罰について、連日報道がなされておりますが、児童生徒に体罰を加えることは、いかなる場合にも絶対に許されるものではありません。

体罰（疑わしい行為を含む）等の不祥事が発生することがないよう下記の事項に留意して、所属職員に改めて指導願います。

#### 記

#### 1 体罰の禁止に係る教職員の共通理解

(1) 指導にあたっては、常に教育者としての自覚を持って、児童生徒の理解に努め、生徒の人格を尊重して、愛情をもった適切な指導を行うこと。  
また、試合に勝つことや強くすることのみを重視した過重な練習を強いたり、体罰等を絶対に行わないこと。

(2) 顧問など部活動の指導に当たる者は、日頃から活動状況等について十分に掌握するなど、教職員間で密接な連携をとりながら指導を行い、不適切な事案については、管理職に報告し、速やかに是正すること。

#### 2 外部指導者等について

外部指導者等についても、顧問等と連携を密に図りながら、上記の趣旨を徹底すること。

(担当) 保健体育課学校体育指導係

小畠智嗣

(電話) 025-280-5624